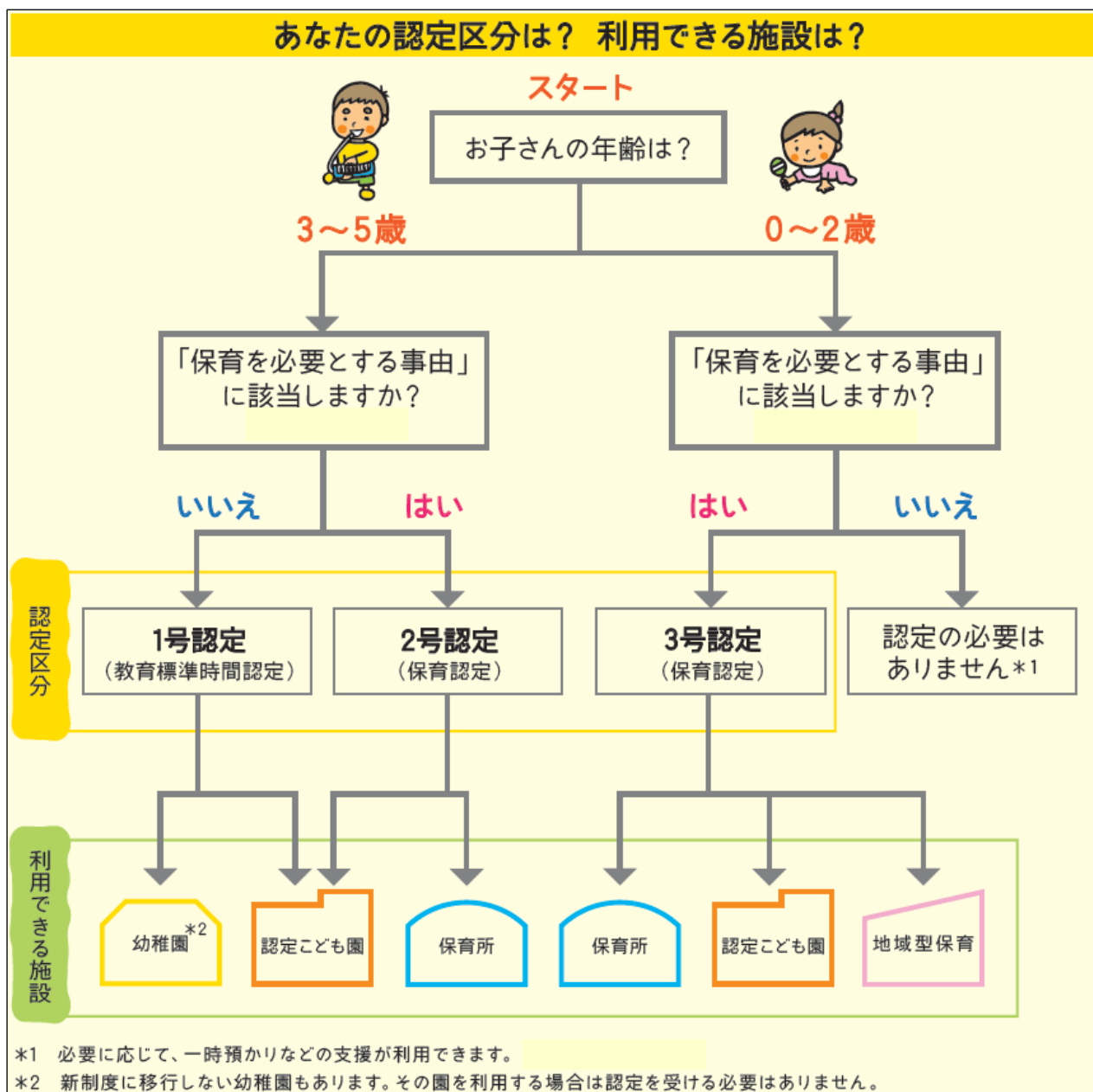


## 幼稚園、保育所、認定こども園等を利用するための認定について

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度(以下「新制度」という。)」が施行されたことにより、幼稚園、保育所、認定こども園等の利用を希望する場合は、住んでいる市町村から利用のための認定を受けることが必要となりました。

利用者は、教育を受ける認定、保育の必要性の認定に応じて利用先(幼稚園、保育所、認定こども園等)を選択します。

※公立幼稚園は既に新制度へ移行していますが、私立幼稚園については、新制度へ移行する・移行しないを選択することができ、市内の私立幼稚園2園は現時点で新制度へ移行しないことを選択しているため、認定を受ける必要はありません。



(内閣府・文部科学省・厚生労働省作成「子ども・子育て支援新制度なるほどBOOK」より抜粋)